

目次

第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引）

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

番外：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い）

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金 本資料に掲載

第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算

第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

No. 12：貸切バス運賃・料金

現在、多くのバス会社の運賃・料金は「(平成 26 年3月 26 日付 運輸局長公示) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」が適用されています。

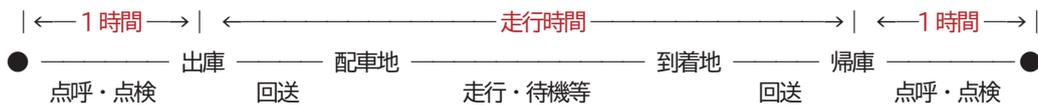
旅行管理者試験はこの内容に基づいて出題されていますので、まずこれを理解する必要があります。

1. 運賃

運賃は、時間制運賃とキロ制運賃を併せた「**時間・キロ併用運賃**」を用いて計算します。

a. 時間制運賃

- ① 出庫から帰庫までの「**走行時間** (回送時間を含む。)」と、出庫前及び帰庫後の「**点呼・点検時間**」を各1時間 (**計2時間**) 合算した時間に、1時間あたりの運賃額を乗じた額を時間制運賃といいます。

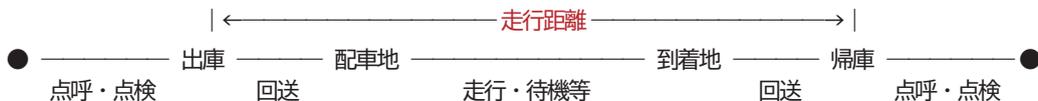


- ・ 出庫、帰庫は営業所から車と運転者が出発、帰着することをいいます。
- ・ 配車地は旅客が最初に乗車する場所で、到着地は旅客が最後に下車する場所をいいます。
- ・ 回送とは、無乗客のままで場所を移動することをいいます。

- ② 走行時間が **3 時間未満** の場合は、走行時間を **3 時間** として計算します。 2 時間でも **3 時間** とします。
- ③ 宿泊を伴う2日以上にわたる運送の場合、宿泊場所**到着後**及び宿泊場所**出発前**の1時間ずつを点呼点検時間とします。 これにより、1日あたり2時間の点呼・点検時間がかかります。
- ④ フェリーを利用した場合の航送にかかる時間 (乗船から下船までの時間) は8時間を上限として計算します。

b. キロ制運賃

走行距離 (出庫から帰庫までの距離で、回送距離を含む。) に、1キロあたりの運賃額を乗じた額をキロ制運賃といいます。



c. 時間と距離の端数処理

- ① 走行時間の端数については、**30 分未満**は切り捨て、**30 分以上**は1時間に切り上げます。

これに、点呼・点検時間 (2 時間) を加えた時間が、運賃算出の時間です。

- (例) 走行時間が 8時間 25 分の場合 → 8 時間 プラス 2 時間 (点呼・点検時間)
 走行時間が 5 時間 45 分の場合 → 6 時間 プラス 2 時間 (//)
 走行時間が 6 時間 30 分の場合 → 7 時間 プラス 2 時間 (//)
 走行時間が 2 時間 15 分の場合 → **3 時間** プラス 2 時間 (//)

走行時間が 3 時間未満の場合は 3 時間でしたね。

- ② 走行距離の**端数**については、10 キロ未満は **10 キロ**に切り上げます。

(例) 走行距離が 341 km の場合 → 350 km

《参考》基準となる運賃～関東運輸局の場合～（単位：円）

		上限額	下限額
キ口制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	120
	中型車	150	100
	小型車	120	80
時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,680	5,310
	中型車	6,480	4,490
	小型車	5,560	3,850

大型車…車両の長さ 9 m以上又は旅客席数 50 人以上

中型車…大型車、小型車以外のもの

小型車…車両の長さ 7 m以下で、かつ旅客席数 29 人以下

2. 料金

料金は、「深夜早朝運行料金」「特殊車両割増料金」「交替運転者配置料金」の3種類があります。

a. 深夜早朝運行料金

- ① 22時以降翌朝5時までの間に、点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合に必要になります。
- ② 含まれた時間について、1時間あたりの時間制運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金について、2割以内の割増料金を適用します。

b. 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増料金を適用することができます。

- ・標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両 サロンカーや電動リフト付きなど
- ・高額な車両 車両の1座席あたりの購入単価が、標準的な車両の1座席あたりの単価より70%以上高額なもの

c. 交替運転者配置料金

- ① 法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合*や交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合に適用します。 * 拘束時間が16時間を超える場合や、夜間9時間以上運行する場合など
- ② 料金額は、後掲の交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で適用します。

《参考》各種料金～関東運輸局の場合～（単位：円）

		上限額	下限額
交替運転者配置料金	キ口制運賃 (1kmあたり)	40	30
	時間制運賃 (1hあたり)	3,080	2,130
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	
特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

3. 割引

運賃について、次の2つの割引があります。 料金の割引はありません。

- ア. 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体
→ 3割引(ただし、この頁の上部《参考》基準となる運賃の運賃の下限額を下回ることはできません。)
- イ. 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体
→ 2割引(ただし、この頁の上部《参考》基準となる運賃の運賃の下限額を下回ることはできません。)
- ウ. いずれの場合も、当該施設(学校)の責任者が引率し、かつ、当該施設(学校)の長が発行する証明書を提出しなければなりません。

(注) 割引が重複する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。

4. 收受する運賃・料金

- ① 運賃と料金を合算した額に消費税（地方消費税を含む。）を加え、**1円単位に四捨五入**した額を運賃・料金として收受します。
- ② 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示します。
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から**運賃以外の経費**が発生した場合には、その**実費を旅客の負担**とします。 **バス会社の負担ではありません。**

5. 貸切バス約款からの出題

貸切バスの運賃・料金の出題であっても、貸切バス約款（一般貸切自動車運送事業標準運送約款）の規定から出題されることがあります。特に以下の点を確認しておきましょう。

《違約料の発生時期》

- ① バス会社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、次の区分により違約料を申し受けます。

・ 配車日の 14日前 から8日前まで	所定の運賃及び料金の 20% に相当する額
・ 配車日の 7日前 から配車日時の24時間前まで	所定の運賃及び料金の 30% に相当する額
・ 配車日時の 24時間前 以降	所定の運賃及び料金の 50% に相当する額

- ② バス会社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の**20%以上**の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするとき、減少した配車車両につき、①の例により算出した額の違約料を申し受けます。

（例）1台あたり8万円で、10台を予約した場合

- ・ 配車日の5日前に1台減少 ⇒ 10台中の1台は10%の減少なので違約料は不要。
- ・ 配車日の10日前に3台減少 ⇒ 10台中の3台は30%の減少なので違約料が必要。

$$8 \text{ 万円} \times 3 \text{ 台} \times 20\% = 4 \text{ 万} 8 \text{ 千円}$$

6. 具体例

(行程)				
出庫	東京駅	海ほたる・房総半島観光	東京駅	帰庫
7:30	7:45		18:10	18:35
(運賃)		(走行距離)		
時間制運賃：1時間あたり7,680円		451 km		
キロ制運賃：1kmあたり170円				
(計算)				
時間制運賃：7:30～18:35（11時間5分→11時間）＋2時間＝13時間				
13時間×7,680円＝99,840円				
キロ制運賃：451 km→460 km				
460 km×170円＝78,200円				
運賃合計：(99,840円＋78,200円)×1.1＝195,844円				

[Check Test No.13]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 貸切バスの運賃は、「時間・キロ併用運賃」を用いて計算する。()
- (2) 時間制運賃の走行時間には回送時間を含めずに計算する。()
- (3) 時間制運賃の走行時間が3時間未満の場合は、3時間として計算する。()
- (4) 時間制運賃は、走行時間と点呼・点検時間を合算して計算する。()
- (5) 点呼・点検時間は出庫前と出庫後にそれぞれ1時間とし、合計2時間とする。()
- (6) 時間制運賃は1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てて計算する。()
- (7) キロ制運賃の走行距離には回送距離を含めて計算する。()
- (8) キロ制運賃は 10 km未満の端数が生じたときは、10 kmに切り上げて計算する。()
- (9) 深夜送料運行料金は、20 時以降翌朝 4 時までの間に走行時間や点呼・点検時間、回送時間が含まれた場合に必要になる。()
- (10) 交替運転者配置料金は、法令により義務付けられていない場合であっても、運送申込者と合意した場合には適用される。()
- (11) 貸切バスは、要件を満たした団体であれば、運賃と料金が割引かれる。()
- (12) ガイド料や有料道路使用料は、運賃に含めて計算する。()
- (13) 配車日の 10 日前に契約責任者が都合により契約を解除したときは、違約料は所定の運賃料金の 30% に相当する額である。()
- (14) バス会社は、契約責任者がその都合により、配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは違約料を請求することができる。()
- (15) 次の大型バスを利用した行程の運賃の額は、次の計算式の通りである。()

○ 時間制運賃 8時間× 7,000 円 ○ キロ制運賃 160km × 150 円 ● 運賃合計 80,000 円

〈行程〉(日帰り)

	出庫		帰庫	
	9:00		15:00	
点呼・点検時間	走行時間 (拘束時間) 6時間		点呼・点検時間	
1時間	回送時間		回送時間	1時間
	30分		30分	
	走行距離			
	回送距離		回送距離	
	20km	160km	20km	

(注1) 運賃は、時間・キロ併用制運賃とします。

(注2) 運賃の割引、消費税の計算は行いません。

〈資料〉

大型バス 時間制運賃 (1時間あたり) 7,000 円

大型バス キロ制運賃 (1km あたり) 150 円

- (1) ○：運輸局長公示により、現在のバス会社の運賃・料金は「時間・キロ制併用運賃」を採用しています。
- (2) ×：時間制運賃の走行時間には回送時間も含めて計算します。
- (3) ○：走行時間は最低3時間で計算します。
これに点呼・点検時間（計2時間）が加わりますので、最低5時間の時間制運賃になります。
- (4) ○：前記の解説の通り、時間制運賃は「走行時間＋点呼点検時間」の合計です。
- (5) ○：点呼・点検時間は出庫・帰庫の前後にそれぞれ1時間とします。
- (6) ×：時間制運賃の端数は30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げます。
- (7) ○：キロ制運賃の走行距離には回送距離を含めます。
- (8) ○：キロ制運賃は、10km未満の端数は10kmに切り上げます。
- (9) ×：深夜早朝運行料金は、22時以降翌朝5時までには走行時間（回送時間を含む）や点呼・点検時間が含まれるときに発生します。
- (10) ○：交替運転者配置料金は、法令で義務付けられる場合だけでなく、運送申込者と合意して交替運転者を配置したときにも必要になります。
- (11) ×：貸切バスの割引は運賃について、要件を満たした団体に適用されます。料金の割引はありません。
- (12) ×：ガイド料や有料道路使用料は運賃には含まれません。運賃とは別に、実費を旅客が負担します。
- (13) ×：配車日の14日前～7日前までの違約料は所定の運賃料金の20%です。
- (14) ○：前問と同様に、貸切バス約款の規定です。
- (15) ×：設問の行程の走行距離は回送距離を含めますので、キロ制運賃は200kmになります。
時間制運賃は設問の通り、走行時間6時間（9:00～15:00）に点呼・点検時間（2時間）を加えた8時間です。
よって、時間制運賃 8時間×7,000円、キロ制運賃 200km×150円 運賃合計 86,000円